

写

27生産第1284号  
27生畜第713号  
平成27年7月21日

各地方農政局生産部長 殿  
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 殿  
北海道農政部長 殿

(農林水産省)\*生産局農産部農業環境対策課長  
畜産部畜産振興課長

鳥獣による農作物等の被害の防止に係る電気さく施設における安全確保について

今般、鳥獣被害防止のために施設された電気さくに起因する死傷事案が発生しました。電気さく施設における安全確保については、既に平成21年9月1日付け課長通知(別紙1)を発出し、指導してきましたが、今回の事案においても、電気さくの施設に当たって、電気事業法(昭和39年法律第170号)に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)における感電防止のための適切な措置が講じられていなかった可能性があるところであり、今般の事案を受け、経済産業省から周知依頼(別紙2)があったところです。

つきましては、鳥獣被害防止及び家畜の放牧のための電気さくによる感電防止のための適切な措置の実施を通じ感電事故の再発を防止する観点から、〔貴管下都府県に対して、〕下記の事項及び別紙3の経済産業省「鳥獣害対策用の電気さくについて」のパンフレットの周知徹底とともに、既設の電気さくについて、電気さく用電源装置や漏電遮断器の設置など安全対策が必要に応じて行われているかなどの再点検・改善指導を実施し、8月7日(金)までに当方まで報告するよう依頼願います(北海道あて:お願いします)。

なお、本件については、農林水産省としても、ホームページを通じて引き続き注意喚起するとともに、日本電気さく協議会等及び農業団体に対しても、関係者に改めて周知するよう依頼しております。

記

1. 電気さくを施設した場所には、人が見やすいように適当な間隔で危険である旨の表示をすること。
2. 電気さくは、次のいずれかに適合する電気さく用電源装置から電気の供給を受けるものであること。
  - イ 電気用品安全法の適用を受ける電気さく用電源装置
  - ロ 感電により人に危険を及ぼすおそれのないように出力電流が制限される電気さく用電源装置であって、次のいずれかから電気の供給を受けるもの
    - (イ) 電気用品安全法の適用を受ける直流電源装置
    - (ロ) 蓄電池、太陽電池その他これらに類する直流の電源

3. 電気さく用電源装置（直流電源装置を介して電気の供給を受けるものにあつては、直流電源装置）が使用電圧30V以上の電源から電気の供給を受けるものである場合において、人が容易に立ち入る場所に電気さくを施設するときは、当該電気さくに電気を供給する電路には次に適合する漏電遮断器を施設すること。
- イ 電流動作型のものであること。
  - ロ 定格感度電流が15mA以下、動作時間が0.1秒以下のものであること。
4. 電気さくに電気を供給する電路には、容易に開閉できる箇所に専用の開閉器を施設すること。

施行注意：1 \*は、農政局あては除く  
2 [ ]は、北海道あてを除く

写

27生産第1284号  
27生畜第713号  
平成27年7月21日

日本電気さく協議会 会長 殿  
一般社団法人農業電化協会 会長 殿

農林水産省生産局農産部農業環境対策課長  
畜産部畜産振興課長

鳥獣による農作物等の被害の防止に係る電気さく施設における安全確保について

今般、鳥獣被害防止のために施設された電気さくに起因する死傷事案が発生しました。

電気さく施設における安全確保については、既に平成21年9月1日付け課長通知(別紙1)を発出し、指導してきましたが、今回の事案においても、電気さくの施設に当たって、電気事業法(昭和39年法律第170号)に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)における感電防止のための適切な措置が講じられていなかった可能性があるところであり、今般の事案を受け、経済産業省から周知依頼(別紙2)があったところです。

つきましては、鳥獣被害防止及び家畜の放牧のための電気さくによる感電防止のための適切な措置の実施を通じ感電事故の再発を防止する観点から、貴協議会(電化協会あて:貴協会)におかれましては、下記の事項及び別紙3の経済産業省「鳥獣害対策用の電気さくについて」のパンフレットの周知徹底を図られるようお願いいたします。

なお、本件については、農林水産省としても、ホームページを通じて引き続き注意喚起するとともに、都道府県や農業団体に対しても、関係者に改めて周知するよう依頼しております。

記

1. 電気さくを施設した場所には、人が見やすいように適当な間隔で危険である旨の表示をすること。
2. 電気さくは、次のいずれかに適合する電気さく用電源装置から電気の供給を受けるものであること。  
イ 電気用品安全法の適用を受ける電気さく用電源装置

ロ 感電により人に危険を及ぼすおそれのないように出力電流が制限される電気さく用電源装置であって、次のいずれかから電気の供給を受けるもの

(イ) 電気用品安全法の適用を受ける直流電源装置

(ロ) 蓄電池、太陽電池その他これらに類する直流の電源

3. 電気さく用電源装置（直流電源装置を介して電気の供給を受けるものにあつては、直流電源装置）が使用電圧30V以上の電源から電気の供給を受けるものである場合において、人が容易に立ち入る場所に電気さくを施設するときは、当該電気さくに電気を供給する電路には次に適合する漏電遮断器を施設すること。

イ 電流動作型のものであること。

ロ 定格感度電流が15mA以下、動作時間が0.1秒以下のものであること。

4. 電気さくに電気を供給する電路には、容易に開閉できる箇所に専用の開閉器を施設すること。

写

27生産第1284号  
27生畜第713号  
平成27年7月21日

全国農業協同組合中央会 営農・経済改革推進部長 殿  
全国農業協同組合中央会 農政部長 殿  
公益社団法人全国農業共済協会 建物農機具部長 殿  
全国農業会議所 総務部長 殿  
全国農業協同組合連合会 畜産総合対策部長 殿  
一般社団法人日本草地畜産種子協会 会長 殿  
公益社団法人中央畜産会 会長 殿

農林水産省生産局農産部農業環境対策課長  
畜産部畜産振興課長

鳥獣による農作物等の被害の防止に係る電気さく施設における安全確保について

今般、鳥獣被害防止のために施設された電気さくに起因する死傷事案が発生しました。

電気さく施設における安全確保については、既に平成21年9月1日付け課長通知(別紙1)を發出し、指導してきましたが、今回の事案においても、電気さくの施設に当たって、電気事業法(昭和39年法律第170号)に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)における感電防止のための適切な措置が講じられていなかった可能性があるところであり、今般の事案を受け、経済産業省から周知依頼(別紙2)があったところです。

つきましては、鳥獣被害防止及び家畜の放牧のための電気さくによる感電防止のための適切な措置の実施を通じ感電事故の再発を防止する観点から、貴会\*におかれましては、下記の事項及び別紙3の経済産業省「鳥獣害対策用の電気さくについて」のパンフレットの周知徹底を図られるようお願いいたします。

なお、本件については、農林水産省としても、ホームページを通じて引き続き注意喚起するとともに、都道府県及び日本電気さく協議会等に対しても、関係者に改めて周知するよう依頼しております。

記

1. 電気さくを施設した場所には、人が見やすいように適当な間隔で危険である旨の表示をすること。
2. 電気さくは、次のいずれかに適合する電気さく用電源装置から電気の供給を受けるものであること。

イ 電気用品安全法の適用を受ける電気さく用電源装置

ロ 感電により人に危険を及ぼすおそれのないように出力電流が制限される電気さく用電源装置であって、次のいずれかから電気の供給を受けるもの

(イ) 電気用品安全法の適用を受ける直流電源装置

(ロ) 蓄電池、太陽電池その他これらに類する直流の電源

3. 電気さく用電源装置（直流電源装置を介して電気の供給を受けるものにあつては、直流電源装置）が使用電圧30V以上の電源から電気の供給を受けるものである場合において、人が容易に立ち入る場所に電気さくを施設するときは、当該電気さくに電気を供給する電路には次に適合する漏電遮断器を施設すること。

イ 電流動作型のものであること。

ロ 定格感度電流が15mA以下、動作時間が0.1秒以下のものであること。

4. 電気さくに電気を供給する電路には、容易に開閉できる箇所に専用の開閉器を施設すること。

施行注意：\*は、全国農業共済協会及び日本草地畜産種子協会あては「貴協会」、全国農業会議所あては「貴会議所」